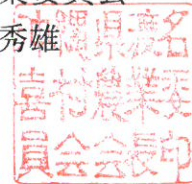


渡名農委第 2 号
平成29年8月30日

村民各位

渡名喜村農業委員会
会長 宮平秀雄



渡名喜村農業委員募集に関するお知らせ

平成29年10月1日から改正される農業委員会の委員の定数の募集に関して
以下の内容をお知らせ致します。

(募集内容)

1. 渡名喜村農業委員会委員の募集。
2. 募集人数 3名
3. 募集条件や募集資格、推薦手続、募集期間は別紙の「渡名喜村農業委員会
の委員の選任に関する規則」に記載されています。
4. 募集期間は平成29年9月1日～28日迄(4週間)とします。

以上

渡名喜村農業委員会

事務局 比嘉 朗

電話番号 098-989-2066

はじめに

平成28年4月1日に施行された「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律」により農業委員会等に関する法律（農業委員会法）が改正され、「農地等の利用の最適化の推進」、すなわち、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進による農地等の利用の効率化及び高度化の促進が農業委員会の必須事務となりました。

農業委員会は、農地等の利用の最適化を進める体制を強化するため、区域ごとに新たに「農地利用最適化推進委員」を委嘱し、農業委員と連携して取り組む体制を整備していくこととなります。また、農業委員は選挙制と市町村長の選任制の併用から市町村長の任命制となり、農業委員の過半を認定農業者とし、青年や女性の登用も進めていくこととなります。さらに、農業委員会は、その所掌事務の遂行を通じて得られた知見に基づき、関係行政機関等に対し、施策の改善に向けた意見を提出することも必須となり、関係行政機関等は提出された意見を考慮することが義務付けられました。なお、運営の透明性を確保するため、農業委員会の活動状況はホームページ等で公表していくこととなります。

これまで、農業委員会系統組織として都道府県又は全国段階で活動してきた都道府県農業会議と全国農業会議所は、農業委員会の支援組織としての機能を強化するため、「農業委員会ネットワーク機構」として位置付けられることとなりました。

こうした制度改正を踏まえた農業委員会として早急に体制を整備するとともに、農業委員と農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局等が連携し、都道府県農業会議、全国農業会議所とともに「農業委員会ネットワーク」として組織一丸となった取組みの強化を図っていくことが急務となっています。

本テキストを通じて、法律に基づく農業委員会の事務、農業委員と農地利用最適化推進委員の役割についての理解が深まり、活動の充実につながれば幸いです。

全国農業委員会ネットワーク機構（一般社団法人 全国農業会議所）

1 農業委員会の基礎知識

(1)

農業委員会の4つの基本的な性格

農地の確保と有効利用に向けて取り組みます

【農地行政を担う組織】

効率的な農地利用について、農業者を代表して公正に審査します。

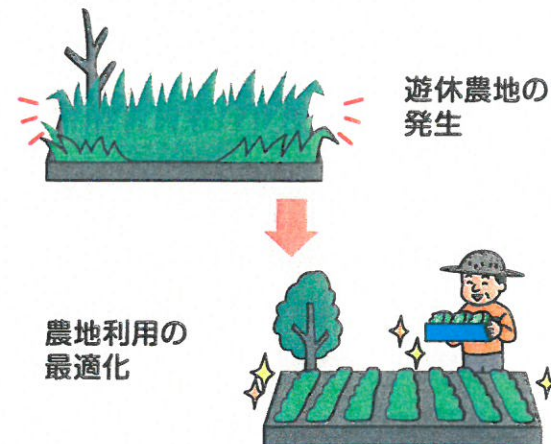


⋮

農地等の利用の最適化に取り組めます

【農業生産力の増進を支援する組織】

担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進を通じて、地域農業の発展に寄与します。



⋮

農業の担い手の育成・確保に取り組めます

【農業経営の合理化を支援する組織】

農業の担い手の育成・確保と効果的な情報の提供活動を通じて、地域農業の発展に寄与します。



⋮

地域の課題解決に向けて取り組みます

【農業・農村の声を代表する組織】

農業者・集落又は農業団体の声を行政・政策に反映します。

施策の改善についての意見の提出



⋮

(2)

農業委員会の事務

第1は 農業委員会法 第6条第1項事務

農業委員会だけが専属的な権限として行う事務です。

これは、農業委員による合議体である行政委員会として、農地の権利移動についての許可、農地転用申請書の受理や意見書の添付などの農地法に基づく事務等です。

また、農地に関連する税制などの事務も含まれています。

第2は 農業委員会法 第6条第2項事務

平成27年農業委員会法改正で新たに必須事務に位置付けられた「農地等の利用の最適化」とは、①担い手への農地利用の集積・集約化、②遊休農地の発生防止・解消、③新規参入の促進を柱とした活動です。

認定農業者など担い手の規模拡大意欲と遊休農地所有者など農地の出し手への意向確認等を支援するため、「人・農地プラン」の作成・見直しなどの地域における協議の場を活用しつつ、農地中間管理機構との連携強化によって活動の成果を上げることが期待されています。

第3は 農業委員会法 第6条第3項事務

農地を有効利用するには、その対象となる農業経営の合理化が不可欠です。

このため、農業委員会は、農業経営の法人化、複式簿記の記帳や青色申告などを通じて、担い手の育成・確保を図ります。

また、地域農業の状況を把握するための調査や制度・施策・農業経営の改善に役立つ情報の提供も行います。

地域農業の発展、農業者の自主性を発揮させる観点からも、農業委員会の積極的な活動が求められています。

第4は 農業委員会法第38条に基づく意見の提出

農業委員会は、農地等の利用の最適化に取り組む中で、広く農業者の声をくみ上げ、関係行政機関等に対し、農地等利用最適化推進施策の改善についての具体的な意見を提出しなければなりません。

また、改善意見の提出を受けた関係行政機関等は、その内容を考慮しなければならないこととされています。

渡名喜村農業委員会の委員の選任に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、渡名喜村農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例（平成29年渡名喜村条例第10号）の規定に基づき、渡名喜村農業委員会の委員（以下「農業委員」という。）の選任の手続について、渡名喜村農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）及び農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号。以下「省令」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(推薦及び募集)

第2条 法第9条第1項の規定により、農業委員を選任する方法は、次のとおりとする。

- (1) 村内の地区・全域からの推薦（以下「一般推薦」という。）
- (2) 農業者が組織する団体等からの推薦
- (3) 一般募集

(推薦及び募集の資格)

第3条 農業委員として推薦を受ける者（以下「被推薦者」という。）及び募集に応募する者（以下「応募者」という。）は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者で、委員の選任予定日において、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 渡名喜村に住所を有する者。ただし、村外に住所を有する者も妨げない。
- (2) 渡名喜村が設置する他の所属機関等の委員でない者
- (3) 渡名喜村の職員でない者

(推薦手続等)

第4条 渡名喜村農業委員会の委員の推薦の手続に必要な事項は、次のとおりとする。

- (1) 一般推薦は、農業者等3名以上が連名し、当該農業者等の代表者が文書により推薦するものとする。
- (2) 農業者が組織する団体等からの推薦は、当該団体等の代表者が文書により推薦するものとする。
- (3) 前2号に規定する推薦する文書には、次の事項を記載するものとする。
 - ア 推薦をする者の代表者の住所、氏名、職業、年齢及び性別
 - イ 推薦をする者が法人又は団体である場合は、その名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の人数、構成員たる資格その他の当該推薦をする者の性格を明らかにする事項
 - ウ 被推薦者の氏名、住所、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の概況
 - エ 被推薦者が認定農業者又は準ずる者（以下「認定農業者」という。）に該当するか否かの別
 - オ 推薦の理由
 - カ 推薦をする者が、同一の者について農業委員及び農地利用最適化推進委員の両方に推薦しているか否かの別

(推薦及び募集の周知)

第5条 村長は農業委員の推薦及び募集に当たっては、推薦・募集の期間、推薦・応募書面の提出方法、その他の必要な事項を公表した上で、推薦・募集の期間は28日（4週間）とし、次に掲げる手続きにより、農業者等の関係者への周知に努めるものとする。

- (1) 渡名喜村広報及び渡名喜村農業委員会広報への掲載
- (2) 渡名喜村掲示版への掲示

- (3) 渡名喜村ホームページ、チラシ
- (4) 前各号に掲げるもののほか、村長が適当と認める方法
(推薦及び募集の状況の公表)

第6条 村長は、推薦及び募集の状況を推薦・募集期間の中間及び推薦・募集期間終了後に遅滞なく、村の担当窓口及び村のホームページにおいて、省令第6条第1項に規定する事項のほか、村長が必要と認める事項を公表するものとする。

(候補者の評価)

第7条 村長は、第3条に規定する資格を満たした被推薦者及び応援者について、渡名喜村農業委員候補者評価委員会（以下「評価委員会」という。）に対し、その評価の意見を求めるものとする。

(農業委員の選任)

第8条 村長は、評価委員会の意見の報告を受け、候補者を決定のうえ、当該候補者について、渡名喜村議会の同意を得たうえで、農業委員を選任し、農業委員候補者に連絡するとともに辞令を交付するものとする。

(農業委員の補充)

第9条 農業委員会の委員について、罷免、失職及び辞任により欠員が生じた場合又は、農業委員の欠員が定数の3分の1を超えた場合は、この規則に定める手続に基づき、速やかに農業委員の補充に努めなければならない。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この規則は、平成29年10月1日から施行する。

様式第 1 号
様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

渡名喜村農業委員会 様
農業委員会委員候補者推薦書（個人用）

推薦書

氏 名	(ふりがな)	性 別
	印	男 ・ 女
住 所	〒	職 業
生年月日	昭和・平成 年 月 日生（ ）歳	
連絡先	電話番号	

下記の者は、農業委員として適当と認め推薦いたします。

氏 名	(ふりがな)	性 別
		男 ・ 女
住 所	〒	職 業
生年月日	昭和・平成 年 月 日生（ ）歳	
連 絡 先	電話番号	
経 歴		
農業経営の状況	主な経営作目： 耕作面積：	
認定農業者の有無	有 ・ 無	
推薦の理由		
農業委員・農地利用最適化推進委員の推薦の有無	農業委員・農地利用最適化推進委員の両方に 推薦している ・ 推薦していない	

様式第 2 号
様式第 2 号（第 4 条関係）

年 月 日

渡名喜村農業委員会 様
農業委員会委員候補者推薦書(法人・団体用)

推薦者

法 人 名 (団体名)	(ふりがな)		
	印		
連絡先	電話番号		
代表者の氏名		構成員数	
目 的			
構成員たる資格			

※その他当該推薦をする者の性格を明らかにする事項
(例) 活動内容等が解るパンフレット類を添付して下さい。
下記の者は、農業委員として適当と認め推薦いたします。

氏 名	(ふりがな)	性 別
		男 ・ 女
住 所	〒	職 業
生年月日	昭和・平成 年 月 日	
連 絡 先	電話番号	
経 歴		
農業経営の状況	主な経営作目： 耕作面積：	
認定農業者の有無	有 ・ 無	
推薦の理由		
農業委員・農地利用最適化推進委員の推薦の有無	農業委員・農地利用最適化推進委員の両方に推薦している。 ・ 推薦していない	

様式第3号
様式第3号（第5条関係）

年 月 日

渡名喜村農業委員会 様

農業委員会委員候補者応募申込書

氏 名	(ふりがな)	性 別
		男 ・ 女
住 所	〒	職 業
生年月日	昭和・平成 年 月 日	
連 絡 先	電話番号	
経 歴		
農業経営の状況	主な経営作目： 耕作面積：	
認定農業者の有無	有 ・ 無	
応募の理由		
農業委員会・農地利用最適化推進委員の推薦の有無	農業委員・農地利用最適化推進委員の両方に 推薦している ・ 推薦していない	